

宇部市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市における都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」）の改定にあたり、広く市民の意見、提言等を計画的に反映するため、広範な見地から検討を深めることを目的とし、宇部市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 都市づくりの基本理念と目標に関すること
- (2) 実現化方策に関すること
- (3) その他、委員会において必要と認められる事項

(委員)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げるものをもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民、その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名し選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員会は、公開するものとする。ただし、委員会の決定により公開しない事ができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、土木建築部都市政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で定める。

附 則

- 1 宇部市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成26年8月13日から施行する。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 4 この要綱は、宇部市都市計画マスタープランの改定及び公表をもって、その効力を失う。